

国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程の一部を改正する規程

平成30年9月11日
規 第156号

国立大学法人東北大学安全保障輸出管理規程（平成22年規第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第1条 ～ (省略)</p> <p>第14条 (組織)</p> <p>第15条 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 部局管理責任者が指名する輸出管理アドバイザー</p> <p>二 総務企画部長並びに総務企画部コンプライアンス推進課長、<u>総務企画部国際交流課長</u>、人事企画部人事給与課長、教育・学生支援部留学生課長<u>及び財務部資産管理課長</u></p> <p>三 輸出管理マネージャー</p> <p>四 その他委員会が必要と認めた者 若干人</p> <p>第16条 ～ (省略)</p> <p>第33条</p>	<p>第1条 ～ (同左)</p> <p>第14条 (組織)</p> <p>第15条 委員会は、委員長及び次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>一 部局管理責任者が指名する輸出管理アドバイザー</p> <p>二 総務企画部長並びに総務企画部コンプライアンス推進課長、人事企画部人事給与課長、教育・学生支援部留学生課長、<u>財務部資産管理課長及び国際交流課長</u></p> <p>三 輸出管理マネージャー</p> <p>四 その他委員会が必要と認めた者 若干人</p> <p>第16条 ～ (同左)</p> <p>第33条</p>

附 則

この規程は、平成30年9月11日から施行し、改正後の第15条第2号の規定は、平成30年7月1日から適用する。